

イーリバースドットコム 会員規約

第1章 総則

第1条（名称、目的、サービス概要）

株式会社イーリバースドットコム（以下「当社」という）が保有する会員制インターネット電子マニフェスト情報サービスをイーリバースドットコム（以下「ERC」という）といたします。

- 2 当社が提供する ERC は、高速インターネット網と（財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェスト制度（以下「JWNET」という）を活用し、産業廃棄物処理における各関係者（排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者）の情報共有の促進や業務の効率化を図ることによって、産業廃棄物処理並びにリサイクルのコスト低減を実現し、高度循環型社会の形成に寄与することを目的とします。
- 3 ERC とは、会員が行うべき電子マニフェストの発行、運搬終了報告、処分終了報告等の業務を当社データセンターに設置したサーバー群と会員が所有するパーソナルコンピュータ、携帯電話等及びインターネット網で構成するネットワークシステムを利用して行い、電子マニフェストデータを JWNET に登録するサービス全般をいいます。

第2条（ERCの主催、運営管理）

ERC の主催、運営管理は当社または当社が指定する者がこれを行います。

- 2 当社は、JWNET に登録される情報と同一の情報及び各種付加情報を当社のデータセンター内サーバー群で管理するものとします。

第3条（ERCの利用、一時中止、廃止）

ERC は、会員の JWNET への報告行為の仲介を担うサービスです。なお、既に JWNET に登録されたデータ情報の削除・変更等については会員が自ら行うものとします。

- 2 ERC は、24 時間 365 日利用可能ですが、定期的もしくは緊急時のシステムメンテナンス等の理由によりサービスの提供を一時中止する場合がございます。また、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合も同様とします。
 - ・電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
 - ・ERC の保守上やむを得ないとき。
 - ・上記のほか、ERC の提供を中止せざるを得ない合理的理由が発生したとき。

- 3 当社は会員に対して3ヵ月前までに第5条1項で定めるいずれかの方法によって通知することでERCを廃止することができます。

第4条（規約、サービス等の変更）

当社は、あらかじめ次条1項で定めたいずれかの連絡方法を用いて会員に通知することにより次の各号で定める事項を任意に実施することができます。ただし、緊急時等、事前の連絡が困難な場合には、実施後速やかに連絡することにより事前の連絡があったとみなします。

- (1) ERCの変更もしくは新たなサービスの提供
- (2) 利用料を含めたERC利用条件の変更
- (3) ERCの一時中止
- (4) 本規約の変更
- (5) その他前各号に関連するERCにかかる事項

第5条（会員への連絡）

当社から会員への通知は、以下のいずれかの方法により行います。なお、いずれかの方法により通知した場合、当社が通知を発した時点で会員に到達したものとみなします。また、複数の手段で通知した場合には、最も早く発した通知を基準とします。

- ・当社ホームページでの掲載
- ・電話
- ・電子メール
- ・郵送
- ・ファックス

- 2 会員は、当社へ個別に申し出ることにより、ERCの利用にあたって必要な情報以外の情報提供を拒むことができます。

第6条（規約の範囲及び優先順位）

本規約は、ERCを利用するすべての会員に適用され、当社と会員との権利義務、会員がERCを利用するにあたって遵守すべきルールを定めるものとします。

- 2 本規約に個別規約が添付されている場合は、当該規約も本規約の一部を構成するものとします。また、当社が提供する他のサービスの規約のなかに本規約を準用する定めがある場合、本規約は当該規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと個別規約等における定めが反する場合、後者が優先するものとします。

第2章 入会手続き、会員登録

第7条（入会申込）

ERCの入会希望者は、当社ホームページ上のWEB申込みシステムから申込みを行うか、または所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとします。

第8条（入会審査と承諾）

前条の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。

- 2 入会希望者は、前項の審査において入会を承認されたのち、入会金の支払を完了した時にERCの会員となります。
- 3 当社は入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には入会を承認いたしません。
 - (1) 入会希望者が次条第2項に規定する条件を充足しない場合
 - (2) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存する場合
 - (3) 入会希望者が過去に第18条で定める退会処分を受けたことがある場合
 - (4) 入会希望者が法人または事業の実体を有しない場合
 - (5) 入会希望者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他前各号に準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）である場合
 - (6) 入会希望者が、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある場合
 - (7) 入会希望者が、反社会的勢力、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある会社等との間で、資金提供や便宜供与、利用等の社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (8) その他当社が入会希望者の入会を不相当と認める相当の事情がある場合

第9条（会員種別）

ERCの会員は排出事業者会員、運搬業者会員、処分業者会員の3種類とします。

- 2 前項で定める各事業者会員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）に規定されている事業者で、当社指定のERC入会手続きを経て次の各号の条件を備えていることが確認され、入会審査・承認を得た事業者とします。
 - (1) JWNETに各々事業者として登録し、JWNETの加入者番号及びパスワードを所有していること。
 - (2) ERCのサーバーをJWNETのEDI接続サーバーとして登録することが可能であること。

第10条（登録期間）

排出事業者会員、処分事業者会員の登録期間は1ヶ月間とし、登録期間満了1ヵ月前までに会員から退会の意志表示が無い場合は、さらに1ヶ月間自動更新され、以降も同様とします。

- 2 運搬事業者会員の登録期間は1ヶ月間もしくは1年間とし、登録期間満了1ヶ月前までに会員から退会の意志表示が無い場合は、さらに同一期間自動更新され、以降も同様とします。
- 3 前2項の場合といえども、第12条（退会と再入会）により退会した場合、または、第18条（退会処分）にもとづき会員でなくなった場合はこの限りではありません。

第11条（入会金・利用料等）

会員はERCに入会するに際して当社へ入会金をお支払いいただきます。

- 2 会員は前項で定める入会金のほか、ERCの利用料金を支払います。なお、ERCの料金体系は別途「e-reverse.com料金体系」に定めます。
- 3 会員は入会金、利用料等に係る消費税・振込み手数料等を負担するものとします。また、入会金及び利用料等は本規約に特段の定めのある場合を除き、返還いたしません。
- 4 会員は、毎月末を締め日として、当社が指定する翌月以降の振替日に、あらかじめ定めた会員の金融機関口座から口座振替する方法により利用料等の必要な費用をお支払いいただきます。なお、排出事業者会員が希望した場合には、口座振替にかえて、毎月末を締め日として当社が作成、送付した請求書に基づいて翌月末までに振込む方法によりお支払いいただくことができます。

第12条（退会と再入会）

会員は登録期間中といえども、所定の退会届に必要事項を記入のうえ、退会を希望する月の前月末日までに当社に当該退会届を提出することにより退会することができるものとします。この場合、会員が前条により支払った入会金、利用料は返還されません。また、退会月の利用料は、その退会する日にかかわらず1ヵ月分発生いたします。

- 2 退会した会員が再度入会を希望する場合は、第7条（入会申込）及び第8条（入会審査と承諾）にもとづき、再度入会手続きを行うものとします。

第3章 権利、義務

第13条（権利者）

ERCを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、また付随する技術全般は、当社もしくは「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」に定める当社以外のソフトウェアの使用許諾者に帰属します。

- 2 当社または当社が別途任命する管理者は、会員がERCにアップロードした諸情報またはファイルについて、データ保守の目的に限り複製し、バックアップする権利を有するものとします。

第14条（機密保持）

当社は、ERCの提供において知り得た会員の諸情報を、ERCの利用にあたって有用であると当社が判断した情報の提供及び当社が提供しているERC以外のサービスのご案内以外の目的で使用いたしません。

- 2 当社は、ERCの提供において知り得た会員の諸情報を第三者に提供いたしません。ただし、次の各号に掲げる場合は除きます。
 - (1) 利用者本人の同意がある場合
 - (2) 裁判所の令状等にもとづく場合
 - (3) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会があった場合
 - (4) 本規約において認めている場合
 - (5) 前各号のほか、本人の同意を得る間がなく、会員の諸情報を第三者に提供しなければならない緊急を要する事情があると当社が判断した場合
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、会員がERCを利用するのに必要な範囲において、他の会員の名称、所在地、連絡先、許可廃棄物等の情報をERC上で公開することができます。
- 4 会員は、前項にもとづき開示された他の会員の情報に関して、ERCを利用するのに必要な範囲に限って使用するものとし、他の目的に利用してはなりません。
- 5 当社は、当社の役員、従業員及びERCの運営にあたって必要な業務を委託した会社に対し、第1項及び第2項の義務を遵守させることとします。
- 6 第1項、第2項及び第4項規定の義務は、会員サービスの有効期間中のみならず、会員が退会した後も有効とします。

第15条（会員の権利）

会員は本規約に従いERCを利用することができます。

- 2 会員はERCを利用するために必要なソフトウェア（以下、単に「ソフトウェア」とい

う) をダウンロードし、ERC の提供しているサービスの範囲で使用することができません。

- 3 前項のソフトウェアの使用にあたっては、別途定める「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」に同意のうえ使用することとします。

第 16 条 (会員の義務)

会員は、本規約及びこれに付随する諸規則を遵守します。

- 2 会員は、廃棄物処理法、その他法令通達類、条例及び条約を遵守するとともに、それらに従い適正に廃棄物の管理及び処理を行います。
- 3 会員は、第 8 条 3 項各号に規定する各事情、第 9 条 2 項に規定する諸条件、本条に規定する会員の義務、次条に規定する禁止行為等に関して、当社から照会を受け、説明や報告及び資料提出等の情報開示を求められた場合、速やかに必要な情報開示に応じなければなりません。
- 4 会員は、自己の責任において ERC 上に情報またはファイルをアップロードするものとし、その内容の当、不当、法令の適合性についても同様とします。

第 4 章 紛争の処理

第 17 条 (禁止行為)

会員は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 事実に反する情報を提供する行為。
- (2) ユーザーID 及びパスワードを不正に使用する行為。
- (3) 自分もしくはその他会員のユーザーID 及びパスワードその他 ERC の未公開情報等を第三者に公開する行為。
- (4) ERC の利用及び付加サービスを受ける権利を他に貸与、転貸、譲渡する行為。
- (5) 方法・態様の如何を問わず、当社、ERC、その他会員の信用を毀損しまたはその営業及び運営を妨害する行為。
- (6) 反社会的勢力をその経営に関与させ、もしくはその実質的な支配下に入り、あるいは、反社会的勢力またはその実質的な支配下にある会社等との間で、資金提供、便宜供与、利用等の社会的に非難されるべき関係を有する行為。
- (7) 本規約及びこれに付随する諸規則に違反する行為。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為。

第 18 条（退会処分）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、予告期間なく即座に当該会員を退会処分とすることができます。

- (1) 入会の申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 入会后、当該会員について第 8 条 3 項各号のいずれかに該当する事情が存することが判明したとき。
 - (3) 会員に第 16 条に規定する会員の義務違反その他本規約及びこれに付随する諸規則に違反する行為があったとき。
 - (4) 会員が利用料その他当社に対して負担する債務の履行を怠り、当社が相当期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、会員が債務を履行しないとき。
 - (5) 会員が当社に対する債務の履行遅滞を繰り返したとき。
 - (6) その他当社が会員であることを不適切と認める相当の事情が存するとき。
- 2 会員が第 9 条 2 項に規定する条件を喪失した場合、喪失した日をもって当社は当該会員を退会処分するものとします。
 - 3 当社は、会員が前 2 項の規定に該当し、退会処分となったときは、第 5 条 1 項によりその旨を会員に通知するとともに ERC 上で当該会員名を公開することができます。
 - 4 前各項の措置に対し当該会員はこれに異議を申し立てることができません。
 - 5 第 1 項及び第 2 項にもとづき、会員が退会処分となった場合、これにより発生した損害の賠償請求または補償については次のとおりとします。
 - (1) 当社に損害が生じた場合：会員は当社に対し、損害を補償または賠償しなければなりません。
 - (2) 会員に損害が生じた場合：当社は損害を補償または賠償いたしません。

第 19 条（免責事項等）

当社は ERC の利用により会員に発生した損害に対し、当社の故意または重大な過失を原因とする場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

- 2 前項にもとづき当社が責任を負担すべき場合、その賠償額の上限は入会金相当額とします。
- 3 当社は、ERC の利用によって会員相互もしくは会員と第三者との間で生じた紛争には関知せず、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は経営上等のやむを得ない事由が発生したことにより ERC を廃止する場合は、免責されるものとします。
- 5 当社は ERC の利用によって得る情報の正確性、完全性、有用性が保たれるよう努めますが、会員が ERC の利用及び付加サービスによって得た情報の信憑性、記録結果、計算結果等（コンピュータプログラムを含む。）について何らの保証責任も負わないも

のとします。また、これらの結果に起因して会員に生じた一切の損害等に対して、何らの責任も負いません。

- 6 当社は、ERC を運営するにあたっての必要な設備について信頼性を保つようつとめますが、天災地変、通信回線が利用不能の場合及びその他事故によるデータの消失等により業務が履行できない場合、責任を負わないものとします。
- 7 当社は、会員が ERC を利用するにあたり、会員の廃棄物処理法及びその他関係法令に基づく廃棄物処理の義務・責務の履行に関しては、不可抗力による事故の発生、会員の責務不履行を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（誠実義務）

本規約の諸規定にもとづく当社と会員間の紛争、会員相互間の紛争については、それぞれ誠実に話し合っ解決するものとします。

第 21 条（紛争の解決方法）

本規約の諸規定によるあらゆる紛争は、東京弁護士会の仲裁手続きに付するものとします。ただし、当社は訴訟による紛争解決を選択することができ、その場合は東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

付則（本規約の発効）

本規約は下記のとおり、発効し、改訂されました。

発 効：2007 年 7 月 1 日
第 1 回改訂：2008 年 7 月 1 日
第 2 回改訂：2010 年 1 月 1 日
第 3 回改訂：2011 年 1 月 1 日
第 4 回改訂：2011 年 12 月 12 日
第 5 回改訂：2012 年 5 月 15 日
第 6 回改訂：2014 年 11 月 14 日
第 7 回改訂：2015 年 4 月 1 日
第 8 回改訂：2017 年 10 月 1 日